

区長報告第十五号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和四年八月一日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和四年九月八日

港区長 武井雅昭

記

令和三年六月十八日議決を得た工事請負契約（仮称）港区立神応いきいきプラザ等複合施設整備に伴う機械設備工事）の契約金額「二億二十万円」を「二億千十八万八千円」に、工期「契約締結の日の翌日から令和四年十一月十一日まで」を「契約締結の日の翌日から令和五年一月二十日まで」に変更する。